

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3175号から第3183号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の9件の答申を行いました。

答申第3175号から第3182号まででは、横浜市長が行った個人情報開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3183号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第137号）」ほかの個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3175号から第3182号まで】

- (2) 「本人開示請求者に係る平成28年1月から令和4年9月までの年金の遡及支給にかかわるケース記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3183号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3175 ～ 3182	令和4年7月19日	令和4年8月2日	令和4年8月5日	令和4年11月8日	個人	市長
3183	令和4年10月19日	令和4年11月29日	令和5年2月17日	令和5年3月17日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3175 ～ 3182	答申別表の「本人開示請求に係る保有個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第1項に基づき開示</p> <p>（本件各個人情報本人開示請求書の記載から、答申別表のとおり本件保有個人情報を特定した。）</p>	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3183	「本人開示請求者に係る平成28年1月から令和4年9月までの年金の遡及支給にかかわるケース記録」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名及び個人とのやりとりに係る記載 <p>(本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため)</p> <p>旧条例第22条第7号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準改定シートに記載された訪問格付、根拠及び扶養義務の取扱い <p>(開示することにより本人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助に支障を来し、結果生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース記録票に記載された関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容 <p>(関係機関の協力に基づく情報及び本市との連絡調整の記録であり、開示することにより関係機関と本市の信頼関係が損なわれ、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3175 ～ 3182	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4年1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《固定資産税及び都市計画税に係る審査申出及び審査請求の対応事務について》</p> <p>固定資産の価格等については、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が当該価格等に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。</p> <p>不服がある者は、価格については横浜市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)に対し審査の申出を、課税処分等については横浜市長(以下この審査請求の審査を行う横浜市長を「審査庁」という。)に対し審査請求をすることができる。</p> <p>審査の申出は、横浜市固定資産評価審査委員会規程(昭和36年4月固定資産評価審査委員会規程第1号)に定める申出書を委員会に提出して行うこととされているところ、各区税務課に提出された場合は、区内で供覧した上で、委員会の事務局である財政局税制課に送付する。</p> <p>また、審査請求は、審査請求書を審査庁又は区税務課に提出して行うこととされていると</p>

答申 番号	判断の要旨
3175 ～ 3182	<p>ころ、後者の場合はこれを区内で供覧した上で、審査庁の事務局である総務局法制課に送付する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 答申別表の請求番号1及び請求番号2の保有個人情報は、旭区税務課で受け付けた「固定資産の価格及び処分内容に対する不服申出書」（以下「書面1」という。）及び「審査請求書」（以下「書面2」という。）を供覧し、委員会及び審査庁宛てに送付することを決裁した起案文書及びその施行文の写しである。起案文書は起案用紙並びに委員会及び審査庁宛ての施行文案で構成されており、施行文の写しは令和4年5月31日付で委員会又は審査庁に送付したものの写しである。</p> <p>イ 答申別表の請求番号3の保有個人情報は、旭区税務課で受け付けた「令和4年度 固定資産税に係る固定資産評価審査申出書」（以下「書面3」という。）を供覧し、委員会宛てに送付することを決裁した起案文書及びその施行文の写しである。起案文書は起案用紙及び委員会宛ての施行文案で構成されており、施行文の写しは令和4年6月6日付で委員会に送付したものの写しである。</p> <p>ウ 答申別表の請求番号4の保有個人情報は、旭区税務課で受け付けた「令和4年度 固定資産税に係る固定資産評価審査申出書」（以下「書面4」という。）を供覧し、委員会宛てに送付することを決裁した起案文書及びその施行文の写しである。起案文書は起案用紙及び委員会宛ての施行文案で構成されており、施行文の写しは令和4年7月6日付で委員会に送付したものの写しである。</p> <p>エ 答申別表の請求番号5の保有個人情報は、令和4年5月31日付で委員会へ書面1を送付した際の施行文書の写しである。</p> <p>オ 答申別表の請求番号6の保有個人情報は、令和4年5月31日付で審査庁へ書面1及び書面2を送付した際の施行文書の写しである。</p> <p>カ 答申別表の請求番号7の保有個人情報は、令和4年6月6日付で委員会へ書面3を送付した際の施行文書の写しである。</p> <p>キ 答申別表の請求番号8の保有個人情報は、令和4年7月6日付で委員会へ書面4を送付した際の施行文書の写しである。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 別表の請求番号1から請求番号4までについて 本件各個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区税務課に提出した書面1から書面4までを、委員会又は審査庁に送付したことに関する文書についてそれぞれ請求していると解される。 当審査会が本件各保有個人情報を確認したところ、審査請求人が提出した各書面を委員会又は審査庁へ送付することの意思決定を行い、それぞれ送付していることが認められたため、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>イ 別表の請求番号5から請求番号8までについて 本件各個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区税務課に提出した書面1から書面4までを、委員会又は審査庁に送付した際の施行文書について請求していると解される。 当審査会が本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人が提出した各書面を委員会又は審査庁へ送付した施行文書であることが認められたため、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>審査請求人は、自らが開示請求書に記載した文書名を、決定通知書の表題にうたわずになされた開示決定は違法である旨を主張するが、決定通知書には本件保有個人情報の名称等を記載すべきものであるからこの主張は認められない。審査請求人のその他の主張は、当審</p>

答申番号	判断の要旨				
	査会の判断に影響を与えるものではない。				
3183	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3175号から第3182号と同旨のため省略します。</p> <p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る事務は福祉保健センター長が所管している。福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録等から構成されるケース記録票のほか、基準改定シート等の書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、実施機関が審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成した生活保護ケースファイルのうち、年金の遡及支給について記録している平成28年1月から令和4年9月までのケース記録である。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報のうち個人の氏名及び個人とのやりとりに係る情報を旧条例第22条第3号に、訪問格付及びその根拠、扶養義務の取扱い並びに関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容を同条第7号柱書に該当し非開示にしたと主張しているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>個人の氏名は実施機関が特定法人に問い合わせた際に応じた者の氏名であり、個人のやり取りに係る情報は実施機関の扶養義務の調査に応じた者とのやりとりの内容である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 訪問格付及びその根拠並びに扶養義務の取扱いは、実施機関が世帯の生活状況等を基に決定した訪問頻度や扶養義務に係る今後の取扱い方針の記載である。これらの情報は、審査請求人に対する評価・判定に関する情報であって、その認識と異なる場合には、信頼関係が損なわれて適正な指導が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容は、いずれも第三者（横浜市以外の全ての者）には開示しないことを前提に関係機関から提供等を受けたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれて協力が得られなくなるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>ただし、別表に示す部分は秘匿性の高い情報とは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>審査請求人は、実施機関が年金受給に係る指導をしなかった旨を主張するが、ケース記録には、実施機関が審査請求人に対し、年金を受給できる旨の説明を複数回行ったこと、請求書を渡したことが記載されている。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表 非開示部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="248 1921 1426 2069"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1921 555 1962">文書名</th> <th data-bbox="561 1921 1426 1962">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1971 555 2069">ケース記録票</td> <td data-bbox="561 1971 1426 2069">12枚目の令和2年9月24日に係る記録のうち、7行目の1文字目から12文字目まで</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	該当箇所	ケース記録票	12枚目の令和2年9月24日に係る記録のうち、7行目の1文字目から12文字目まで
文書名	該当箇所				
ケース記録票	12枚目の令和2年9月24日に係る記録のうち、7行目の1文字目から12文字目まで				

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

（第2項省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881